

・アナログ規制とは

代表的なアナログ規制である7項目は次のとおり

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

このほかに、FD等記録媒体規制（記録媒体で提出を求める申請・届出等）などもある。